

# スポーツ団体ガバナンスコード<その他のスポーツ団体向け> の策定に向けた論点メモ

## 1. 対象となるスポーツ団体

### <適用対象>

- 公的助成を受給するスポーツ団体に適用することを想定。
  - ※ 例えば、都道府県単位の競技団体（●●県■■協会等）、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ振興を主たる目的とする一般法人・NPO 法人等を想定
  - ※ NF の地方組織等については、ガバナンスコード<その他のスポーツ団体向け>の対象となるほか、ガバナンスコード<NF 向け>原則 13 に基づき、NF からガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を受けることとなる
- 公的助成を受給していないスポーツ団体に対しても、ガバナンスコードに基づく「自己説明－公表」を広く促す。

## 2. 策定、運用に向けた基本的な方針（案）

### <内容>

- その他のスポーツ団体は、法人格、規模や業務内容が極めて多様。公的助成を受給している小規模な団体の実態も踏まえて、ガバナンスコードを簡素で分かりやすい内容とすることが必要ではないか。
  - ※ UK コードは、「スポーツイングランド及び UK スポーツが行う投資の範囲は（投資金額と投資先団体の種類という意味において）極めて広い。我々は、本コードによって団体（特に小規模の団体）が資金援助の申請を思いとどまることを望んでおらず、不必要な官僚主義を団体に押し付ける意図もない。」として、Tier1 のコードを Tier3 よりも簡素なものにしている。

## ＜自己説明－公表＞

- 自己説明文書については、セルフチェックリスト形式など、小規模団体にとっても作成が過剰な負担にならないフォーマットを作成し、公的助成の申請時に助成機関に提出すべき添付書類とすることにより、各団体が自らのガバナンスの現況を把握・点検し、改善方策について検討する契機となるような仕組みとしてはどうか。
- 自己説明文書の提出を求める趣旨はガバナンスの確保に向けた主体的な取組を促すことであると考えられることから、ガバナンスコードを遵守していることを公的助成の受給要件とするのではなく、助成機関における審査業務への負担等も考慮し、自己説明文書の提出を確認する形式審査にとどめる運用としてはどうか。
- 「公表」することが望まれるが、ホームページ等を持っていない団体もあることから、「公開」を公的助成の受給要件としないこととしてはどうか。

## 3. ガバナンスコード＜その他のスポーツ団体向け＞に盛り込む内容等

- 法人格、規模や業務内容が多様なスポーツ団体の組織運営に関する原則・規範として、例えば、下記のような事項を盛り込むこととしてはどうか。
  - ・ 法令遵守（法人の根拠法令に基づく適切な組織運営）
  - ・ 適切な財務・会計処理、会計関係の法令・ガイドライン等の遵守
  - ・ 情報開示等による透明性の確保
  - ・ その他コンプライアンスの強化（暴力防止、安全確保等を含む）
  - ・ スポーツを行う者の権利利益の保護（必要に応じた通報窓口の紹介や周知等）
- その他のスポーツ団体が、NFと同様の業務を行っている場合は、ガバナンスコード＜NF向け＞を参照することとしてはどうか。
  - ・ 例えば、通報制度を構築している場合はNF向け原則9、懲罰制度を構築している場合はNF向け原則10など

【参考】

スポーツ基本法第5条

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。